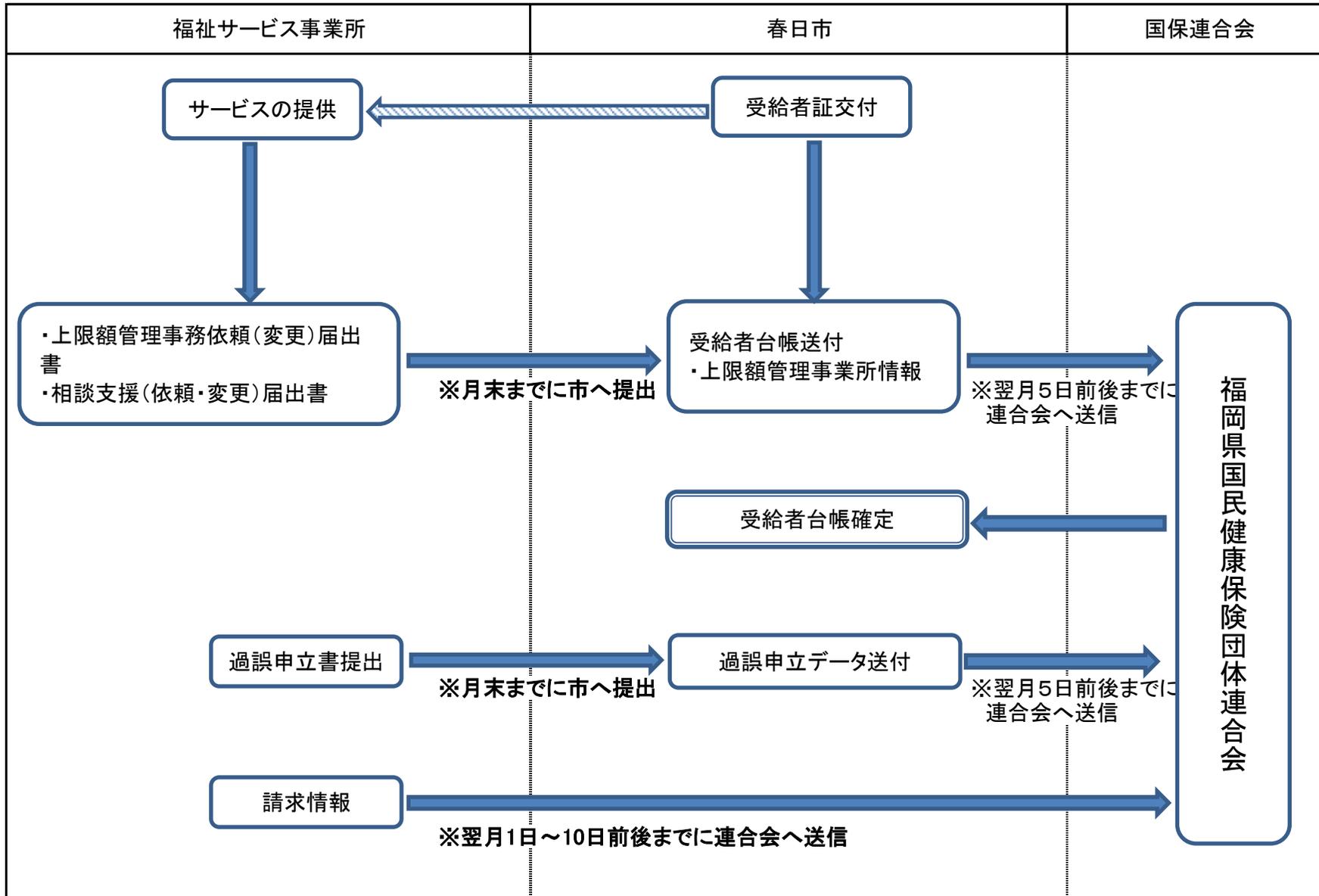


【各種届出書の提出期限について】

上限額管理事務依頼(変更)届出書、相談支援(依頼・変更)届出書、過誤申立書等は、連合会に対し請求を行う月の前月末までに市へ提出して下さい。



【過誤申立書について】

既に市より給付費を支払済みの請求について、何らかの誤りがあり、正しい請求を行う(再請求)ために必要です。  
過誤申立による取り下げと、再請求が同月で行われるようにするには、過誤申立書の提出日に注意して下さい。

例1)既に請求・支払済みの4月サービス提供分について、取り下げを行い、7月に再請求を行いたい場合

現在支払済みの金額	150,000 円	→	6月末までに過誤申立書を市に提出→7月請求に間に合うよう、市から連合会へ取り下げ依頼
正しい請求額	200,000 円	→	7月に再請求を行う
差引	50,000 円	が、	7月末に調整され追加支給されます

例2)過誤申立書の提出が6月末、再請求が8月となった場合

いったん150,000円が7月支払分でマイナスとなり、200,000円が8月支払分でプラスとなります。

例3)再請求が7月、過誤申立書の提出が8月となった場合

すでに請求をかけているものに対し、再度請求をかけたことになるため、返戻となります。  
調整は一切されませんので、過誤申立書の提出と時期を合わせ、再度請求して下さい。

※県の実地指導等により、過誤申立による修正が必要となった場合は、事前に市へご連絡下さい。